

令和8年3月10日 開会

令和8年3月 日 閉会

令和8年第1回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議案目次

報告第1号	放棄したその他の債権の報告について……………	P 1
議案第1号	令和7年度江差町一般会計補正予算（第22号）について……………	P 3
議案第2号	令和7年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第4号）について…	P 41
議案第3号	令和7年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について…	P 55
議案第4号	令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算（第4号）について……………	P 59
議案第5号	令和7年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）について……………	P 73
議案第6号	令和7年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第4号）について……………	P 77

議案第7号	令和8年度江差町一般会計予算について
議案第8号	令和8年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
議案第9号	令和8年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第10号	令和8年度江差町介護保険特別会計予算について
議案第11号	令和8年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
議案第12号	令和8年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
議案第13号	令和8年度江差町奨学金特別会計予算について

令和8年度各会計予算議案（議案第7号～第13号）別冊

議案第14号	令和8年度江差町水道事業会計予算について
議案第15号	令和8年度江差町公共下水道事業会計予算について

令和8年度江差町各公営企業会計予算議案（議案第14号～第15号）別冊

議案第16号	江差町財政調整基金の処分について……………	P 81
議案第17号	江差町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定 について……………	P 83
議案第18号	江差町地方卸売市場設置条例の一部を改正する条例について……………	P 93
議案第19号	江差港マリーナ施設条例の一部を改正する条例について……………	P 95
議案第20号	繁次郎の里簡易宿泊施設設置条例の一部を改正する条例について……………	P 97
議案第21号	財産の減額貸付について……………	P 99
議案第22号	江差町過疎地域持続的発展市町村計画（令和8年度～令和12年度）の 策定について……………	P 101

報告第1号

放棄したその他の債権の報告について

江差町債権管理条例（平成22年条例第1号）第12条第1項の規定により、町のその他の債権について、別紙のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月10日提出

江差町長 照井 誉之介

○江差町債権管理条例に基づく債権放棄調査書

債権放棄決定年月日：令和8年 2月20日

(単位：円、件)

債権名	債権額	件数	放棄した理由（江差町債権管理条例第12条） 【上段：件数、下段：債権額】								所管部署	
			1号 生活保護等	2号 破産	3号 消滅時効	4号 無資力 (特別の事 情がある と認めら れる場 合)	5号 無資力 (強制執行 等又は債 権の申出 等)	6号 無資力 (徴収停 止)	7号 死亡 失踪 行方不明	8号 死亡 (債務の限 定承認相 続)		
住宅使用料	2,700	1								1 2,700		財政課
水道使用料	120,086	4		1 73,294						3 46,792		建設水道課

議案第1号

令和7年度江差町一般会計補正予算（第22号）について

令和7年度江差町一般会計補正予算（第22号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、それぞれ29,012千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,457,416千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加及び変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和8年3月10日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和7年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加及び変更する必要が生じたことによる。

令和7年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	一般管理費	総務管理事務 北海道派遣職員給与費負担金	546					546	
総務費	一般管理費	基金積立 減債基金積立(臨時財政対策償還基金費)	9,581					9,581	
総務費	一般管理費	基金積立 財政調整基金等利子積立	4,800				4,800	0	
総務費	住民運動対策費	テレビ・ラジオ難視聴対策 HBCラジオ江差中継局管理用道路整備	10,967					10,967	
総務費	企画費	珠洲市災害支援寄附代理受入事業	8,206				8,164	42	
総務費	諸費	令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金返還	945					945	
民生費	老人福祉費	社会福祉法人が行う利用者負担額軽減への助成	6,587		4,745			1,842	
民生費	児童福祉総務費	子ども発達支援推進 障害児通所給付費	4,000	2,000	1,000			1,000	
民生費	児童福祉総務費	子ども発達支援推進 子ども発達支援センター負担金	1,500					1,500	
民生費	児童福祉総務費	子ども・子育て支援新制度に係る認定こども園への施設型給付	7,000	3,426	1,787			1,787	
民生費	児童福祉総務費	認定こども園広域入所	6,700				6,700	0	
農林水産業費	農業振興費	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (令和7年度補正予算分)	18,828	10,355	2,636	5,800	0	37	
農林水産業費	水産業振興費	豊かな前浜づくりプロジェクト	10,300		7,500		262	2,538	
土木費	港湾管理費	直轄港湾整備(令和7年度補正予算分)	39,000			39,000		0	
教育費	学校給食費	江差町・上ノ国町学校給食センター運営	4,780				2,128	2,652	
公債費	利子	公債費(利子)	8,000					8,000	
一般補正計			141,740	15,781	17,668	44,800	22,054	41,437	
総務費	一般管理費	自治体情報システム標準化事業	▲ 14,574	▲ 14,021				▲ 553	
総務費	文書広報費	広報編集	▲ 510					▲ 510	
民生費	社会福祉総務費	江差町社会福祉協議会運営費補助	▲ 598					▲ 598	
民生費	老人福祉費	介護保険特別会計操出金 介護給付費、地域支援事業分	▲ 4,212					▲ 4,212	
民生費	老人福祉費	介護保険特別会計操出金 R7介護報酬改定等に伴うシステム改修分	▲ 192					▲ 192	
民生費	障害者福祉費	障害者医療給付	▲ 9,000	▲ 4,500	▲ 2,250			▲ 2,250	
民生費	障害者福祉費	障害福祉サービス等給付扶助費	▲ 7,000	▲ 3,500	▲ 1,750			▲ 1,750	
民生費	児童福祉総務費	児童手当支給	▲ 5,300	▲ 4,663	▲ 481			▲ 156	
民生費	児童福祉施設費	子育て支援センター整備事業	▲ 1,000		▲ 3,600	▲ 1,200	3,200	600	
民生費	児童福祉施設費	子育て支援センター備品等整備事業	▲ 584					▲ 584	
衛生費	保健衛生総務費	厚沢部町簡易水道施設更新事業負担金 (水道管移設)	▲ 462					▲ 462	
衛生費	保健衛生総務費	看護師等養成確保対策	▲ 1,200				▲ 1,200	0	
衛生費	保健衛生総務費	道立江差病院医師確保対策	▲ 500				▲ 500	0	

令和7年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
衛生費	予防費	妊婦のための支援給付 出産子育て応援ギフト事業	▲ 500	▲ 500				0	
衛生費	環境衛生費	再生可能エネルギー推進事務	▲ 300					▲ 300	
衛生費	環境衛生費	有害鳥獣駆除	▲ 300					▲ 300	
衛生費	環境衛生費	ヒグマ被害緊急対策事業	▲ 2,415					▲ 2,415	
労働費	労働費	檜山地域人材開発センター東面外壁改修	▲ 881			▲ 900		19	
労働費	労働費	檜山地域人材開発センター運営	▲ 300					▲ 300	
労働費	雇用対策費	雇用奨励助成	▲ 1,200					▲ 1,200	
農林水産業費	農業振興費	スマート農業推進事業	▲ 373				▲ 400	27	
農林水産業費	農業振興費	農業水路等長寿命化・減災防災事業	▲ 2,150	▲ 1,183	▲ 301			▲ 666	
農林水産業費	林業振興費	町民の森管理	▲ 400					▲ 400	
農林水産業費	林業振興費	木育推進	▲ 920				▲ 920	0	
農林水産業費	林業振興費	私有林整備推進事業	▲ 880				▲ 880	0	
農林水産業費	水産業振興費	浅海未利用資源増殖(キタムラサキウニ移植放流)	▲ 300				▲ 300	0	
商工費	観光費	観光情報ポータルサイト再構築	▲ 350				▲ 300	▲ 50	
商工費	観光費	地域おこし協力隊配置	▲ 9,720					▲ 9,720	
土木費	土木総務費	道路改良工事等積算業務	▲ 4,419					▲ 4,419	
土木費	道路新設改良費	町道五厘沢山崎線道路改良工事	▲ 73,400	▲ 45,618		▲ 17,300		▲ 10,482	
土木費	道路維持費	橋梁長寿命化補修対策	▲ 12,281	▲ 7,632		▲ 4,200	▲ 400	▲ 49	
土木費	河川総務費	河川管理	▲ 1,200					▲ 1,200	
土木費	港湾管理費	直轄港湾整備事業	▲ 8,000			▲ 7,200	▲ 800	0	
消防費	災害対策費	防災情報伝達システム整備	▲ 5,331			▲ 5,200		▲ 131	
減額補正計			▲ 170,752	▲ 81,617	▲ 8,382	▲ 36,000	▲ 2,500	▲ 42,253	
衛生費	保健衛生総務費	厚沢部町簡易水道施設更新事業負担金 (水道管移設)				7,700		▲ 7,700	
衛生費	環境衛生費	再生可能エネルギー推進事務			3,400			▲ 3,400	
衛生費	環境衛生費	ヒグマ被害緊急対策事業 (春期管理捕獲分)			405			▲ 405	
衛生費	環境衛生費	ヒグマ被害緊急対策事業 施越事業分(注意報発令期間)			1,129			▲ 1,129	
農林水産業費	農業振興費	豊かな産地づくり総合支援事業					0	0	
消防費	災害対策費	防災情報伝達システム整備					100	▲ 100	
財源更正計			0	0	4,934	7,700	100	▲ 12,734	
計			▲ 29,012	▲ 65,836	14,220	16,500	19,654	▲ 13,550	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10地 方 交 付 税		2,871,480	13,550	2,857,930
	1地 方 交 付 税	2,871,480	13,550	2,857,930
13国 庫 支 出 金		870,904	65,836	805,068
	1国 庫 負 担 金	386,207	7,737	378,470
	2国 庫 補 助 金	461,938	58,099	403,839
14道 支 出 金		359,922	14,220	374,142
	1道 負 担 金	227,968	1,694	226,274
	2道 補 助 金	115,132	15,914	131,046
15財 産 収 入		7,924	4,800	12,724
	1財 産 運 用 収 入	6,804	4,800	11,604
16寄 附 金		265,431	5,444	270,875
	1寄 附 金	265,431	5,444	270,875
17繰 入 金		633,248	582	633,830
	1基 金 繰 入 金	633,248	582	633,830
19諸 収 入		145,996	8,828	154,824
	5受 託 事 業 収 入	50,329	8,828	59,157
20町 債		921,300	16,500	937,800
	1町 債	921,300	16,500	937,800
歳 入 合 計		7,486,428	29,012	7,457,416

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		1,673,751	19,961	1,693,712
	1総務管理費	1,604,218	19,961	1,624,179
3民生費		1,787,192	2,099	1,785,093
	1社会福祉費	1,267,179	14,415	1,252,764
	2児童福祉費	520,013	12,316	532,329
4衛生費		527,910	5,677	522,233
	1保健衛生費	527,910	5,677	522,233
5労働費		22,261	2,381	19,880
	1労働費	22,261	2,381	19,880
6農林水産業費		289,535	24,105	313,640
	1農業費	176,499	16,305	192,804
	2林業費	41,589	2,200	39,389
	3水産業費	71,447	10,000	81,447
7商工費		438,061	10,070	427,991
	1商工費	438,061	10,070	427,991
8土木費		678,707	60,300	618,407
	1土木管理費	11,650	4,419	7,231
	2道路橋梁費	320,316	85,681	234,635
	3河川費	122,681	1,200	121,481
	4港湾費	27,340	31,000	58,340
9消費費		777,219	5,331	771,888
	1消費費	777,219	5,331	771,888
10教育費		715,871	4,780	720,651
	5保健体育費	166,157	4,780	170,937
11公債費		512,292	8,000	520,292

款	項	補正前の額	補正額	計
	1公債費	512,292	8,000	520,292
歳出	合計	7,486,428	29,012	7,457,416

第2表 継続費補正

(追加)

単位：千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
総務費	総務 管理費	(仮称) 道の駅「かもめ島」 整備事業	1,973,092	令和	
				7年度	0
				8年度	1,474,594
				9年度	498,498

(変更)

単位：千円

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
総務費	総務 管理費	江差新栄 デジタル テレビ中 継局送受 信機更新	52,278	令和		47,300	令和	
				6年度	0		6年度	0
				7年度	0		7年度	0
				8年度	52,278		8年度	47,300

第3表 繰越明許費補正

(追加)

単位：千円

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	テレビ・ラジオ難視聴対策 HBCラジオ江差中継局管理用道路整備	10,967
農林水産業費	農業費	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (令和7年度補正予算分)	18,828
土木費	道路橋梁費	橋梁長寿命化補修対策	31,940
土木費	港湾費	直轄港湾整備 (令和7年度補正予算分)	39,000

第4表 債務負担行為補正

(追加)

単位：千円

事項	期間	限度額
行政情報システム運用管理業務委託	令和7年度 ～令和8年度	21,487
新採用職員等パソコン整備	令和7年度 ～令和8年度	773
広報えさし印刷製本業務	令和7年度 ～令和8年度	5,614
役場庁舎電気工作物保安管理	令和7年度 ～令和8年度	318
役場庁舎エレベーター保守	令和7年度 ～令和8年度	703
役場庁舎玄関マット借上	令和7年度 ～令和8年度	119
コミュニティプラザえさし 消防用設備保守点検業務	令和7年度 ～令和8年度	113
コミュニティプラザえさし 夜間等管理業務	令和7年度 ～令和8年度	2,045
コミュニティプラザえさし 清掃委託業務	令和7年度 ～令和8年度	1,298
江差マース事業	令和7年度 ～令和8年度	19,502
地域づくりポイント付与委託	令和7年度 ～令和11年度	ポイント発行に係る役務の提供の対価として江差町が負担すべき額
テレビ・ラジオ難視聴対策 (円山テレビ中継局保守委託)	令和7年度 ～令和8年度	273
テレビ・ラジオ難視聴対策 (新栄テレビ中継局保守委託)	令和7年度 ～令和8年度	503
テレビ・ラジオ難視聴対策 (南が丘デジタル無線共聴施設保守委託)	令和7年度 ～令和8年度	165

事項	期間	限度額
テレビ・ラジオ難視聴対策 (鹹川デジタルミニサテ設備保守委託)	令和7年度 ～令和8年度	165
NHK テレビジョン放送施設及び民放江差新栄テレビジョン放送施設用地に係る土地賃貸借契約	令和7年度 ～令和12年度	67
鹹川極微小電力テレビジョン放送用地に係る土地賃貸借契約	令和7年度 ～令和12年度	20
町税滞納管理システム管理	令和7年度 ～令和8年度	1,701
収納対策事務 (コンビニ収納)	令和7年度 ～令和8年度	571
課税電算処理 (確定申告システム)	令和7年度 ～令和8年度	597
課税電算処理 (軽自動車税課税計算業務)	令和7年度 ～令和8年度	439
課税電算処理 (固定資産税課税計算業務)	令和7年度 ～令和8年度	1,855
課税電算処理 (住民税課税計算業務)	令和7年度 ～令和8年度	1,815
課税事務 (eLTAX-ASP サービス利用料)	令和7年度 ～令和8年度	1,162
券面印刷機システム保守	令和7年度 ～令和8年度	169
住民基本台帳ネットワークシステム保守	令和7年度 ～令和8年度	1,083
第6期江差町地域福祉計画策定業務委託	令和7年度 ～令和8年度	6,655
江差町老人福祉センター浄化槽保守点検委託業務	令和7年度 ～令和8年度	278
江差町福祉バス運行委託業務	令和7年度 ～令和8年度	1,118
江差町高齢者等外出支援サービス運営委託	令和7年度 ～令和8年度	317

事項	期間	限度額
緊急通報システムセンター装置保守点検委託業務	令和7年度 ～令和8年度	101
江差町高齢者等交通費助成事業委託業務	令和7年度 ～令和8年度	3,630
障害福祉サービス等給付（障害者相談支援）	令和7年度 ～令和8年度	2,007
地域生活支援（地域活動支援センター運営）	令和7年度 ～令和8年度	7,048
江差町在宅型総合福祉施設まるやま浄化槽保守委託業務	令和7年度 ～令和8年度	423
江差町在学型総合福祉施設まるやま自家用電気工作物保安点検委託業務	令和7年度 ～令和8年度	146
「江差町放課後等デイサービス送迎事業」委託業務	令和7年度 ～令和8年度	2,376
かもめ保育園自家用電気工作物保安管理業務委託	令和7年度 ～令和8年度	228
常設保育所カラー複合機借上	令和7年度 ～令和8年度	330
資源（空缶・ペットボトル）回収運搬委託	令和7年度 ～令和8年度	2,396
ぬくもり保養センター運営委託	令和7年度 ～令和8年度	3,009
害虫駆除及び小動物死骸処理等委託	令和7年度 ～令和8年度	2,343
水堀地区排水機場運転等業務委託	令和7年度 ～令和8年度	359
水堀排水機場自家用電気工作物保安管理委託	令和7年度 ～令和8年度	115
観光ポータルサイト運営委託	令和7年度 ～令和8年度	2,052
道の駅浄化槽保守委託	令和7年度 ～令和8年度	317

事項	期間	限度額
道の駅観光案内等委託	令和7年度 ～令和8年度	2, 485
繁次郎番屋管理業務委託	令和7年度 ～令和8年度	4, 989
繁次郎番屋温水洗浄便座設置工事	令和7年度 ～令和8年度	440
町営住宅浄化槽保守	令和7年度 ～令和8年度	570
円山第4団地エレベーター保守	令和7年度 ～令和8年度	494
全国瞬時警報システム（Jアラート）保守委託	令和7年度 ～令和8年度	319
防災情報伝達システム保守委託	令和7年度 ～令和8年度	12, 290
空き家対策推進 （住宅地図 LGWAN 保守点検業務）	令和7年度 ～令和8年度	278
スクールバス運営委託（小学校）	令和7年度 ～令和8年度	18, 396
町立小学校電気設備保守	令和7年度 ～令和8年度	766
町立小学校浄化槽保守	令和7年度 ～令和8年度	1, 994
スクールバス運営委託（中学校）	令和7年度 ～令和8年度	19, 144
町立中学校電気設備保守	令和7年度 ～令和8年度	228
江差中学校エレベーター保守	令和7年度 ～令和8年度	601
運動公園自家用電気工作物保安委託	令和7年度 ～令和8年度	248

第5表 地方債補正

(追加)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
厚沢部町簡易水道施設更新事業負担金（水道管移設）	7,700	証書借入	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
農業水路等長寿命化・防災減災事業（令和7年度補正予算分）	5,800	同上	同上	同上
直轄港湾整備（令和7年度補正予算分）	39,000	同上	同上	同上

(変更)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
変更前 江差新栄デジタルテレビ中継局送受信機更新	52,200	証書借入	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後	47,300	同上	同上	同上
変更前 子育て支援センター整備事業	23,100	証書借入	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後	21,900	同上	同上	同上
変更前 檜山地域人材開発センター東面外壁改修	15,200	証書借入	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後	14,300	同上	同上	同上

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
変更前	町道五厘沢山崎線道路改良工事	27,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後		9,700	同上	同上	同上
変更前	橋梁長寿命化補修対策	26,600	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後		22,400	同上	同上	同上
変更前	直轄港湾整備事業	16,200	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後		9,000	同上	同上	同上
変更前	防災情報伝達システム整備	468,700	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後		463,500	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	2,871,480	13,550	2,857,930
13 国庫支出金	870,904	65,836	805,068
14 道支出金	359,922	14,220	374,142
15 財産収入	7,924	4,800	12,724
16 寄附金	265,431	5,444	270,875
17 繰入金	633,248	582	633,830
19 諸収入	145,996	8,828	154,824
20 町債	921,300	16,500	937,800
歳入合計	7,486,428	29,012	7,457,416

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	1,673,751	19,961	1,693,712	14,021		12,964	21,018
3民生費	1,787,192	2,099	1,789,291	7,786	1,200	9,900	3,013
4衛生費	527,910	5,677	533,587	4,434	7,700	1,700	16,111
5労働費	22,261	2,381	24,642		900		1,481
6農林水産業費	289,535	24,105	313,640	19,007	5,800	2,238	1,536
7商工費	438,061	10,070	448,131			300	9,770
8土木費	678,707	60,300	739,007	53,250	10,300	1,200	16,150
9消防費	777,219	5,331	782,550		5,200	100	231
10教育費	715,871	4,780	720,651			2,128	2,652
11公債費	512,292	8,000	520,292				8,000
歳出合計	7,486,428	29,012	7,515,440	51,616	16,500	19,654	13,550

(2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	2,871,480	13,550	2,857,930
1 地方交付税	2,871,480	13,550	2,857,930
1 地方交付税	2,871,480	13,550	2,857,930
13 国庫支出金	870,904	65,836	805,068
1 国庫負担金	386,207	7,737	378,470
1 民生費国庫負担金	382,523	7,237	375,286
2 衛生費国庫負担金	3,684	500	3,184
2 国庫補助金	461,938	58,099	403,839
1 総務費国庫補助金	111,601	14,021	97,580
4 農林水産業費国庫補助金	34,475	9,172	43,647
5 土木費国庫補助金	118,330	53,250	65,080
14 道支出金	359,922	14,220	374,142
1 道負担金	227,968	1,694	226,274
1 民生費道費負担金	224,446	1,694	222,752
2 道補助金	115,132	15,914	131,046
1 民生費道費補助金	36,333	1,145	37,478
2 衛生費道費補助金	27,047	4,934	31,981

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	地方交付税	13,550	普通交付税
1	社会福祉費負担金	8,000	障害者医療給付 4,500 障害福祉サービス等給付 3,500
2	児童福祉費負担金	763	児童手当 4,663 障害児施設給付 2,000 子ども・子育て支援新制度に係る施設型給付 3,426
1	保健衛生費負担金	500	出産・子育て応援交付金
1	総務管理費補助金	14,021	社会保障・税番号制度システム整備費補助
1	農業費補助金	9,172	農業水路等長寿命化・防災減災事業補助 1,183 農業水路等長寿命化・防災減災事業補助 (令和7年度補正予算分) 10,355
1	道路橋梁費補助金	53,250	社会資本整備総合交付金 橋梁長寿命化対策 7,632 五厘沢山崎線道路改良 45,618
1	社会福祉費負担金	4,000	障害者医療給付 2,250 障害福祉サービス等給付 1,750
2	児童福祉費負担金	2,306	児童手当 481 障害児施設給付 1,000 子ども・子育て支援新制度に係る施設型給付 1,787
1	社会福祉費補助金	4,745	介護サービス利用者負担軽減事業補助
2	児童福祉費補助金	3,600	地域づくり総合交付金 子育て支援センター整備事業
2	環境衛生費補助金	4,934	ヒグマ対策事業補助 春期管理捕獲分 405 施越事業分(注意報発令期間) 1,129

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
3 農林水産業費道費補助金	25,577	9,835	35,412
15 財産収入	7,924	4,800	12,724
1 財産運用収入	6,804	4,800	11,604
2 利子及び配当金	330	4,800	5,130
16 寄附金	265,431	5,444	270,875
1 寄附金	265,431	5,444	270,875
1 寄附金	265,431	5,444	270,875
17 繰入金	633,248	582	633,830
1 基金繰入金	633,248	582	633,830
3 過疎地域自立促進基金繰入金	40,600	500	40,100
4 ふるさと応援基金繰入金	256,483	4,082	260,565
5 森林環境譲与税基金繰入金	8,449	1,800	6,649
7 江差町かもめ島交流拠点づくり基金繰入金	8,200	800	7,400
8 旧江差線(木古内・江差間)鉄道施設等整理基金繰入金	2,900	400	2,500
19 諸収入	145,996	8,828	154,824
5 受託事業収入	50,329	8,828	59,157
1 民生費受託事業収入	3,790	6,700	10,490
4 教育費受託事業収入	44,282	2,128	46,410
20 町債	921,300	16,500	937,800
1 町債	921,300	16,500	937,800
2 民生債	23,100	1,200	21,900

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
			地域づくり総合交付金 再生可能エネルギー推進 3,400
1	農業費補助金	2,335	農業水路等長寿命化・防災減災事業補助 301 農業水路等長寿命化・防災減災事業補助 (令和7年度補正予算分) 2,636
3	水産業費補助金	7,500	地域づくり総合交付金 トラウトサーモン養殖施設等導入事業
1	利子及び配当金	4,800	基金利子
1	寄附金	5,444	ふるさと応援寄附金(災害支援分) 4,082 企業版ふるさと納税 1,362
1	過疎地域自立促進基金繰入金	500	道立江差病院医師確保対策
1	ふるさと応援基金繰入金	4,082	ふるさと応援基金繰入金(災害支援分)
1	森林環境譲与税基金繰入金	1,800	木育推進 920 私有林整備推進事業 880
1	江差町かもめ島交流拠点づくり基金繰入金	800	直轄港湾整備事業
1	旧江差線(木古内・江差間)鉄道施設等整理基金繰入金	400	橋梁長寿命化補修対策
1	児童福祉費受託収入	6,700	認定こども園広域入所
2	保健体育費受託事業収入	2,128	学校給食センター受託事業収入
1	民生債	1,200	子育て支援センター整備

款 項 目	補正前の額	補正額	計
3 労働債	15,200	900	14,300
4 農林水産業債	75,500	5,800	81,300
5 土木債	213,100	10,300	223,400
6 消防債	478,500	5,200	473,300
8 衛生債	0	7,700	7,700
歳入合計	7,486,428	29,012	7,457,416

単位：千円

節		金額	説明	
区	分			
1	労働債	900	檜山地域人材開発センター長寿命化改修	
1	農業債	5,800	農業水路等長寿命化防災減災事業 (令和7年度補正予算分)	
1	道路橋梁事業債	21,500	町道五厘沢山崎線道路改良工事 第3椴川橋架替工事	17,300 4,200
3	港湾整備事業債	31,800	直轄港湾整備 直轄港湾整備(令和7年度補正予算分)	7,200 39,000
1	消防債	5,200	防災情報伝達システム整備	
1	保健衛生事業債	7,700	厚沢部町簡易水道施設更新事業負担金	

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,673,751	19,961	1,693,712	14,021		12,964	21,018
1 総務管理費	1,604,218	19,961	1,624,179	14,021		12,964	21,018
1 一般管理費	783,451	353	783,804	14,021		4,800	9,574
2 文書広報費	11,619	510	11,109				510
6 企画費	691,402	8,206	699,608			8,164	42
8 住民運動対策費	7,065	10,967	18,032				10,967
10 諸費	48,262	945	49,207				945
3 民生費	1,787,192	2,099	1,785,093	7,786	1,200	9,900	3,013
1 社会福祉費	1,267,179	14,415	1,252,764	7,255			7,160
1 社会福祉総務費	145,547	598	144,949				598
3 老人福祉費	497,098	2,183	499,281	4,745			2,562
5 障害者福祉費	582,298	16,000	566,298	12,000			4,000
2 児童福祉費	520,013	12,316	532,329	531	1,200	9,900	4,147
1 児童福祉総務費	228,215	13,900	242,115	3,069		6,700	4,131

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	14,574	自治体システム標準化対応 総合行政システム 戸籍総合システム 健康管理システム 10,160 3,784 630
18	負担金補助及び交付金	546	北海道派遣職員負担金
24	積立金	14,381	減債基金積立 基金利子積立 財政調整基金 その他特定目的基金 9,581 4,600 200
10	需用費	510	印刷製本費
12	委託料	40	ふるさと応援寄附金事務
24	積立金	4,083	ふるさと応援基金積立（災害支援分）
25	寄付金	4,083	珠洲市災害支援寄附金
14	工事請負費	10,967	HBCラジオ江差中継局管理用道路設置
22	償還金利子及び割引料	945	令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金返還
18	負担金補助及び交付金	598	江差町社会福祉協議会運営補助 （福祉活動専門員等配置）
18	負担金補助及び交付金	6,587	社会福祉法人が行う介護サービス利用者負担額軽減事業補助
27	繰出金	4,404	介護保険特別会計繰出金
19	扶助費	16,000	更生医療給付 居住系サービス 居宅介護サービス 日中活動系サービス 計画相談支援 療養介護医療給付 9,300 11,426 3,422 599 405 300
18	負担金補助及び交付金	1,500	子ども発達支援センター負担金
19	扶助費	12,400	児童手当 5,300

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
2 児童福祉施設費	106,974	1,584	105,390	3,600	1,200	3,200	16
4 衛生費	527,910	5,677	522,233	4,434	7,700	1,700	16,111
1 保健衛生費	527,910	5,677	522,233	4,434	7,700	1,700	16,111
1 保健衛生総務費	422,206	2,162	420,044		7,700	1,700	8,162
2 予防費	60,107	500	59,607	500			
3 環境衛生費	45,597	3,015	42,582	4,934			7,949
5 労働費	22,261	2,381	19,880		900		1,481
1 労働費	22,261	2,381	19,880		900		1,481
1 労働費	21,061	1,181	19,880		900		281
2 雇用対策費	1,200	1,200	0				1,200
6 農林水産業費	289,535	24,105	313,640	19,007	5,800	2,238	1,536
1 農業費	176,499	16,305	192,804	11,507	5,800	400	602
2 農業振興費	103,024	16,305	119,329	11,507	5,800	400	602
2 林業費	41,589	2,200	39,389			1,800	400
2 林業振興費	40,598	2,200	38,398			1,800	400

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
			子ども・子育て支援新制度に係る施設型給付 7,000 認定こども園広域入所給付 6,700 障害児施設給付 3,605 計画相談支援 395
12	委託料	103	園名看板作成
14	工事請負費	1,000	子育て支援センター整備工事
17	備品購入費	481	子育て支援センター備品
18	負担金補助及び交付金	462	厚沢部町簡易水道施設更新事業負担金
20	貸付金	1,700	看護師等養成学校等修学資金貸付 1,200 道立江差病院医師研究資金貸付 500
19	扶助費	500	出産・子育て応援給付金
8	旅費	300	委員旅費
17	備品購入費	2,415	産業用ドローン
18	負担金補助及び交付金	300	農地用電気柵補助
10	需用費	300	修繕料
14	工事請負費	881	檜山地域人材開発センター東面外壁改修工事
18	負担金補助及び交付金	1,200	雇用奨励助成交付金
14	工事請負費	16,678	農業水路等長寿命化工事 2,150 農業水路等長寿命化工事 (令和7年度補正予算分) 18,828
18	負担金補助及び交付金	373	スマート農業推進事業補助
7	報償費	400	指導林家謝礼ほか
11	役務費	250	スギ・ヒバ等の間伐材製材

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 水産業費	71,447	10,000	81,447	7,500		38	2,538
2 水産業振興費	31,828	10,000	41,828	7,500		38	2,538
7 商工費	438,061	10,070	427,991			300	9,770
1 商工費	438,061	10,070	427,991			300	9,770
3 観光費	116,665	10,070	106,595			300	9,770
8 土木費	678,707	60,300	618,407	53,250	10,300	1,200	16,150
1 土木管理費	11,650	4,419	7,231				4,419
1 土木総務費	11,650	4,419	7,231				4,419
2 道路橋梁費	320,316	85,681	234,635	53,250	21,500	400	10,531
1 道路新設改良費	115,200	73,400	41,800	45,618	17,300		10,482
2 道路維持費	173,843	12,281	161,562	7,632	4,200	400	49
3 河川費	122,681	1,200	121,481				1,200

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	1,550	森林経営計画参画促進業務 町有林地拵え ヒバ林環境整備 880 270 400
18	負担金補助及び交付金	10,000	浅海未利用資源増殖試験事業補助 トラウトサーモン養殖事業補助 300 10,300
2	給料	4,600	地域おこし協力隊
3	職員手当等	1,061	地域おこし協力隊 通勤手当 期末手当 勤勉手当 101 560 400
4	共済費	973	地域おこし協力隊 社会保険料
8	旅費	704	職員旅費
10	需用費	170	消耗品費
12	委託料	350	観光情報ポータルサイト再構築業務
13	使用料及び賃借料	1,290	住宅借上料
17	備品購入費	550	地域おこし協力隊活動備品
18	負担金補助及び交付金	372	研修参加負担金
12	委託料	4,419	道路改良工事等積算
12	委託料	10,000	町道五厘沢山崎線道路改良工事測量調査
14	工事請負費	62,000	町道五厘沢山崎線道路改良工事
16	公有財産購入費	1,400	町道五厘沢山崎線道路改良用地取得
12	委託料	12,281	第3椴川橋振動調査 鹹川大橋実施設計 10,687 1,594

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 河川総務費	122,681	1,200	121,481				1,200
4 港湾費	27,340	31,000	58,340		31,800	800	
1 港湾管理費	27,340	31,000	58,340		31,800	800	
9 消防費	777,219	5,331	771,888		5,200	100	231
1 消防費	777,219	5,331	771,888		5,200	100	231
4 災害対策費	499,122	5,331	493,791		5,200	100	231
10 教育費	715,871	4,780	720,651			2,128	2,652
5 保健体育費	166,157	4,780	170,937			2,128	2,652
3 学校給食費	140,271	4,780	145,051			2,128	2,652
11 公債費	512,292	8,000	520,292				8,000
1 公債費	512,292	8,000	520,292				8,000
2 利子	30,952	8,000	38,952				8,000
歳出合計	7,486,428	29,012	7,457,416	51,616	16,500	19,654	13,550

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	1,200	河川草刈
18	負担金補助及び交付金	31,000	直轄港湾整備事業 江差港直轄工事負担金 8,000 江差港直轄工事負担金 (令和7年度補正予算分) 39,000
10	需用費	269	光熱水費
12	委託料	5,062	防災情報伝達システム整備 システム整備 4,842 監督支援 220
10	需用費	4,780	給食材料費
22	償還金利息及び割引料	8,000	長期借入金償還利息

(4) 継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全体計画						前々年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率	
			年度	年割額	左の財源内訳										一般財源
					特定財源			0							
					国道支出金	地方債	その他								
総務費	総務管理費	江差新栄デジタルテレビ中継局送受信機更新	令和6年度	千円 0	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	% 0.0	
			7年度	0				0			0	0		0.0	
			8年度	47,300		47,300		0					47,300	100.0	
			計	47,300	0	47,300	0	0	0	0	0	0	47,300	100.0	
総務費	総務管理費	(仮称)道の駅「かもめ島」整備事業	令和7年度	千円 0	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	% 0.0	
			8年度	1,474,594	747,718	650,200	26,636	50,040			1,474,594	1,474,594		74.7	
			9年度	498,498	250,560	149,800	0	98,138					498,498	25.3	
			計	1,973,092	998,278	800,000	26,636	148,178	0	0	1,474,594	1,474,594	498,498	100.0	

(5) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
						国 支 出	道 金	地方債		その他
地域づくりポイント付与委託				令和7 ～ 11	限度額に同じ					限度額に同じ
NHKテレビジョン放送施設及び民放江差新栄テレビジョン放送施設用地に係る土地賃貸借契約	67			令和7 ～ 12	67					67
鹹川極微小電力テレビジョン放送用地に係る土地賃貸借契約	20			令和7 ～ 12	20					20
行政情報システム運用管理業務委託	21,487			令和7 ～ 8	21,487					21,487
新採用職員等パソコン整備	773			令和7 ～ 8	773					773
広報えさし印刷製本業務	5,614			令和7 ～ 8	5,614					5,614
役場庁舎電気工作物保安管理	318			令和7 ～ 8	318					318
役場庁舎エレベーター保守	703			令和7 ～ 8	703					703
役場庁舎玄関マット借上	119			令和7 ～ 8	119					119
コミュニティプラザえさし消防用設備保守点検業務	113			令和7 ～ 8	113					113
コミュニティプラザえさし夜間等管理業務	2,045			令和7 ～ 8	2,045					2,045
コミュニティプラザえさし清掃委託業務	1,298			令和7 ～ 8	1,298					1,298
江差マース事業	19,502			令和7 ～ 8	19,502					19,502
テレビ・ラジオ難視聴対策（円山テレビ中継局保守委託）	273			令和7 ～ 8	273					273
テレビ・ラジオ難視聴対策（新栄テレビ中継局保守委託）	503			令和7 ～ 8	503					503
テレビ・ラジオ難視聴対策（南が丘デジタル無線共聴施設保守委託）	165			令和7 ～ 8	165					165

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
						国 支 出	道 金	地方債		その他
テレビ・ラジオ難視聴対策（鹹川デジタルミニサテ設備保守委託）	165			令和7 ～ 8	165					165
町税滞納管理システム管理	1,701			令和7 ～ 8	1,701					1,701
収納対策事務（コンビニ収納）	571			令和7 ～ 8	571					571
課税電算処理（確定申告システム）	597			令和7 ～ 8	597					597
課税電算処理（軽自動車税課税計算業務）	439			令和7 ～ 8	439					439
課税電算処理（固定資産税課税計算業務）	1,855			令和7 ～ 8	1,855					1,855
課税電算処理（住民税課税計算業務）	1,815			令和7 ～ 8	1,815					1,815
課税事務（eLTAX-ASPサービス利用料）	1,162			令和7 ～ 8	1,162					1,162
券面印刷機システム保守	169			令和7 ～ 8	169					169
住民基本台帳ネットワークシステム保守	1,083			令和7 ～ 8	1,083					1,083
第6期江差町地域福祉計画策定業務委託	6,655			令和7 ～ 8	6,655					6,655
江差町老人福祉センター浄化槽保守点検委託業務	278			令和7 ～ 8	278					278
江差町福祉バス運行委託業務	1,118			令和7 ～ 8	1,118					1,118
江差町高齢者等外出支援サービス運営委託	317			令和7 ～ 8	317					317
緊急通報システムセンター装置保守点検委託業務	101			令和7 ～ 8	101					101
江差町高齢者等交通費助成事業委託業務	3,630			令和7 ～ 8	3,630					3,630
障害福祉サービス等給付（障害者相談支援）	2,007			令和7 ～ 8	2,007					2,007

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
						国 支 出	道 金	地方債		その他
地域生活支援（地域活動支援センター運営）	7,048			令和7 ～ 8	7,048					7,048
江差町在宅型総合福祉施設まるやま浄化槽保守委託業務	423			令和7 ～ 8	423					423
江差町在学型総合福祉施設まるやま自家用電気工作物保安点検委託業務	146			令和7 ～ 8	146					146
「江差町放課後等デイサービス送迎事業」委託業務	2,376			令和7 ～ 8	2,376					2,376
かもめ保育園自家用電気工作物保管理業務委託	228			令和7 ～ 8	228					228
常設保育所カラー複合機借上	330			令和7 ～ 8	330					330
資源（空缶・ペットボトル）回収運搬委託	2,396			令和7 ～ 8	2,396					2,396
ぬくもり保養センター運営委託	3,009			令和7 ～ 8	3,009					3,009
害虫駆除及び小動物死骸処理等委託	2,343			令和7 ～ 8	2,343					2,343
水堀地区排水機場運転等業務委託	359			令和7 ～ 8	359					359
水堀排水機場自家用電気工作物保管理委託	115			令和7 ～ 8	115					115
観光ポータルサイト運営委託	2,052			令和7 ～ 8	2,052					2,052
道の駅浄化槽保守委託	317			令和7 ～ 8	317					317
道の駅観光案内等委託	2,485			令和7 ～ 8	2,485					2,485
繁次郎番屋管理業務委託	4,989			令和7 ～ 8	4,989					4,989
繁次郎番屋温水洗浄便座設置工事	440			令和7 ～ 8	440					440
町営住宅浄化槽保守	570			令和7 ～ 8	570					570

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
						国 支 出	道 金	地方債		その他
円山第4団地エレベーター保守	494			令和7 ～ 8	494					494
全国瞬時警報システム（Jアラート）保守委託	319			令和7 ～ 8	319					319
防災情報伝達システム保守委託	12,290			令和7 ～ 8	12,290					12,290
空き家対策推進（住宅地図LGWAN保守点検業務）	278			令和7 ～ 8	278					278
スクールバス運営委託（小学校）	18,396			令和7 ～ 8	18,396					18,396
町立小学校電気設備保守	766			令和7 ～ 8	766					766
町立小学校浄化槽保守	1,994			令和7 ～ 8	1,994					1,994
スクールバス運営委託（中学校）	19,144			令和7 ～ 8	19,144					19,144
町立中学校電気設備保守	228			令和7 ～ 8	228					228
江差中学校エレベーター保守	601			令和7 ～ 8	601					601
運動公園自家用電気工作物保安委託	248			令和7 ～ 8	248					248

(6) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

単位：千円

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額		
1 普通債	1,887,026	2,275,418	654,600	124,833	2,805,185	
(3) 衛生債			7,700	0	7,700	
(4) 農林水産業債	34,089	29,657	5,800	3,951	31,506	
(6) 土木債	517,492	711,838	161,900	26,007	847,731	
(8) 消防債	106,300	174,360	473,300	16,440	631,220	
3 直轄債	205,039	243,796	48,000	11,490	280,306	
4 その他	3,566,920	3,213,254	235,200	344,816	3,103,638	
(1) 過疎対策事業債	1,623,902	1,496,245	230,300	124,343	1,602,202	
合計	補正前の額	5,664,690	5,732,468	921,300	481,139	6,172,629
	補正額			16,500	0	16,500
	補正後の額	5,664,690	5,732,468	937,800	481,139	6,189,129

議案第2号

令和7年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第4号）について

令和7年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ126千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ739,484千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年3月10日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和7年度江差町国民健康保険費特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。

令和7年度 国民健康保険費特別会計 補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
基金積立 金	財政調整 基金積立 金	財政調整基金積立(利子)	126				126		
計			126				126		

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6財 産 収 入		30	126	156
	1財 産 運 用 収 入	30	126	156
歳 入 合 計		739,358	126	739,484

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6基金積立金		30	126	156
	1基金積立金	30	126	156
歳 出	合 計	739,358	126	739,484

第1表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
収納率向上対策事業（滞納管理システム使用料、強靱化対応）	令和7年度～令和8年度	567
収納率向上対策事業（コンビニ収納手数料）	令和7年度～令和8年度	169
確定申告システム業務（住民税課税資料入力業務／給与支払報告書）	令和7年度～令和8年度	199
国民健康保険税課税計算業務	令和7年度～令和8年度	505
国民健康保険市町村事務処理標準システム運用保守支援業務	令和7年度～令和8年度	489
日本行政区画便覧データファイル利用	令和7年度～令和8年度	264

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
6 財産収入	30	126	156
歳入合計	739,358	126	739,484

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
基金積立金	30	126	156			126	
歳出合計	739,358	126	739,484	0	0	126	0

(2) 歳入

款			
項	補正前の額	補正額	計
目			
6 財産収入	30	126	156
1 財産運用収入	30	126	156
1 利子及び配当金	30	126	156
歳入合計	739,358	126	739,484

単位：千円

節		説明
区	分 金 額	
1 利 子 及 び 配 当 金	126	基金利子

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国道支出金	地方債	その他		
6 基金積立金	30	126	156			126		
1 基金積立金	30	126	156			126		
1 財政調整基金積立金	30	126	156			126		
歳出合計	739,358	126	739,484	0	0	126	0	

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
24	積立金	126	基金利子積立

(1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
収納率向上対策事業 （滞納管理システム使用料、強靱化対応）	567			令和7 ～ 8	567			567	
収納率向上対策事業 （コンビニ収納手数料）	169			令和7 ～ 8	169			169	
確定申告システム業務 （住民税課税資料入力業務／給与支払報告書）	199			令和7 ～ 8	199			199	
国民健康保険税課税計算業務	505			令和7 ～ 8	505			505	
国民健康保険市町村事務処理標準システム運用保守支援業務	489			令和7 ～ 8	489			489	
日本行政区画便覧データファイル利用	264			令和7 ～ 8	264			264	

議案第3号

令和7年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

令和7年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為」による。

令和8年3月10日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和7年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要が生じたことによる。

第1表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
クラウド型後期高齢者医療システムサービス利用	令和7年度～令和8年度	1, 2 9 9

議案第4号

令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、それぞれ26,862千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,228,646千円とし、保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分する。

（保険事業勘定）

第2条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ26,862千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,224,042千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定」による。

令和8年3月10日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和7年度江差町介護保険特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に変更の必要が生じたことによる。

令和7年度 介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
保険給付費	介護予防サービス等諸費	介護予防サービス等諸費	3,713	1,137	464		1,467	645	
基金積立金	基金積立金	介護保険給付準備基金積立	6,813				23	6,790	
一般補正計			10,526	1,137	464		1,490	7,435	
保険給付費	居宅介護サービス等給付費	居宅介護サービス等給付費	▲ 16,119	▲ 2,145	▲ 2,500		▲ 6,369	▲ 5,105	
保険給付費	地域密着型介護サービス費	地域密着型介護サービス費	▲ 13,238	▲ 3,422	▲ 1,655		▲ 5,229	▲ 2,932	
保険給付費	高額介護サービス費	高額介護サービス費	▲ 1,191	▲ 277	▲ 149		▲ 471	▲ 294	
保険給付費	特定入居者介護サービス費	特定入居者介護サービス費	▲ 2,548	▲ 480	▲ 2,946		▲ 1,007	1,885	
地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス費	介護予防・生活支援サービス費	▲ 2,924	▲ 731	▲ 365		▲ 1,154	▲ 674	
地域支援事業費	介護予防ケアマネジメント事業費	介護予防ケアマネジメント事業費	▲ 1,368	▲ 342	▲ 171		▲ 540	▲ 315	
減額補正計			▲ 37,388	▲ 7,397	▲ 7,786		▲ 14,770	▲ 7,435	
総務費	一般管理費	一般管理費 介護報酬改定等に 伴うシステム改修事業		192			▲ 192		
財源更正計				192			▲ 192		
計			▲ 26,862	▲ 6,068	▲ 7,322		▲ 13,472		

第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3国庫支出金		301,599	6,068	295,531
	1国庫負担金	178,137	5,264	172,873
	2国庫補助金	123,462	804	122,658
4支払基金交付金		293,566	9,091	284,475
	1支払基金交付金	293,566	9,091	284,475
5道支出金		172,689	7,322	165,367
	1道負担金	160,674	6,786	153,888
	2道補助金	12,015	536	11,479
6財産収入		10	23	33
	1財産運用収入	10	23	33
7繰入金		205,277	4,404	200,873
	1一般会計繰入金	200,673	4,404	196,269
歳入	合計	1,250,904	26,862	1,224,042

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2保険給付費		1,042,498	29,383	1,013,115
	1介護サービス等諸費	944,357	29,357	915,000
	2介護予防サービス等諸費	14,287	3,713	18,000
	4高額介護サービス等費	27,191	1,191	26,000
	6特定入所者介護サービス等費	52,598	2,548	50,050
4基金積立金		11	6,813	6,824
	1基金積立金	11	6,813	6,824
6地域支援事業費		85,504	4,292	81,212
	1介護予防・生活支援サービス費	28,065	4,292	23,773
歳 出	合 計	1,250,904	26,862	1,224,042

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括 保険事業勘定

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	301,599	6,068	295,531
4 支払基金交付金	293,566	9,091	284,475
5 道支出金	172,689	7,322	165,367
6 財産収入	10	23	33
7 繰入金	205,277	4,404	200,873
歳入合計	1,250,904	26,862	1,224,042

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
総務費	45,550	0	45,550	192		192	
2保険給付費	1,042,498	29,383	1,013,115	11,973		11,609	5,801
4基金積立金	11	6,813	6,824			23	6,790
6地域支援事業費	85,504	4,292	81,212	1,609		1,694	989
歳出合計	1,250,904	26,862	1,224,042	13,390	0	13,472	0

(2) 歳入 (保険事業勘定)

款 項 目	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	301,599	6,068	295,531
1 国庫負担金	178,137	5,264	172,873
1 介護給付費負担金	178,137	5,264	172,873
2 国庫補助金	123,462	804	122,658
1 調整交付金	97,369	77	97,446
2 地域支援事業交付金 (介護予防 ・日常生活支援総合事業)	11,197	1,073	10,124
6 介護保険事業費補助金	0	192	192
4 支払基金交付金	293,566	9,091	284,475
1 支払基金交付金	293,566	9,091	284,475
1 介護給付費交付金	281,474	7,933	273,541
2 地域支援事業交付金 (介護予防 ・日常生活支援総合事業)	12,092	1,158	10,934
5 道支出金	172,689	7,322	165,367
1 道負担金	160,674	6,786	153,888
1 介護給付費負担金	160,674	6,786	153,888
2 道補助金	12,015	536	11,479
1 地域支援事業交付金 (介護予防 ・日常生活支援総合事業)	5,597	536	5,061
6 財産収入	10	23	33
1 財産運用収入	10	23	33
1 利子及び配当金	10	23	33
7 繰入金	205,277	4,404	200,873
1 一般会計繰入金	200,673	4,404	196,269
1 介護給付費繰入金	130,312	3,676	126,636
2 地域支援事業繰入金 (介護予防 ・日常生活支援総合事業)	5,598	536	5,062
5 その他一般会計繰入金	38,485	192	38,293
歳入合計	1,250,904	26,862	1,224,042

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	現年度分	5,264	
1	現年度分	77	
1	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	1,073	
1	現年度分	192	介護保険事業費補助
1	現年度分	7,933	
1	現年度分	1,158	
1	現年度分	6,786	
1	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	536	
1	利子及び配当金	23	基金利子
1	現年度分	3,676	
1	地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	536	
2	事務費繰入金	192	

(3) 歳出 (保険事業勘定)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	45,550	0	45,550	192		192	
1 総務管理費	25,050	0	25,050	192		192	
1 一般管理費	25,050	0	25,050	192		192	
2 保険給付費	1,042,498	29,383	1,013,115	11,973		11,609	5,801
1 介護サービス等諸費	944,357	29,357	915,000	9,722		11,598	8,037
1 居宅介護サービス等給付費	766,119	16,119	750,000	4,645		6,369	5,105
2 地域密着型介護サービス給付費	178,238	13,238	165,000	5,077		5,229	2,932
2 介護予防サービス等諸費	14,287	3,713	18,000	1,601		1,467	645
1 介護予防サービス給付費	13,287	3,713	17,000	1,601		1,467	645
4 高額介護サービス等費	27,191	1,191	26,000	426		471	294
1 高額介護サービス費	27,191	1,191	26,000	426		471	294
6 特定入所者介護サービス等費	52,598	2,548	50,050	3,426		1,007	1,885
1 特定入所者介護サービス費	52,548	2,548	50,000	3,426		1,007	1,885
4 基金積立金	11	6,813	6,824			23	6,790
1 基金積立金	11	6,813	6,824			23	6,790
1 基金積立金	11	6,813	6,824			23	6,790
6 地域支援事業費	85,504	4,292	81,212	1,609		1,694	989
1 介護予防・生活支援サービス費	28,065	4,292	23,773	1,609		1,694	989
1 介護予防・生活支援サービス費	19,000	2,924	16,076	1,096		1,154	674
2 介護予防ケアマネジメント事業費	9,065	1,368	7,697	513		540	315

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
			財源更正
18	負担金補助及び交付金	16,119	居宅介護サービス給付費
18	負担金補助及び交付金	13,238	地域密着型介護サービス給付費
18	負担金補助及び交付金	3,713	介護予防サービス給付費
18	負担金補助及び交付金	1,191	高額介護サービス費
18	負担金補助及び交付金	2,548	特定入所者介護サービス費
24	積立金	6,813	基金積立金
18	負担金補助及び交付金	2,924	介護予防・生活支援サービス事業費負担金
12	委託料	1,368	予防ケアプラン作成

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
歳出合計	1,250,904	26,862	1,224,042	13,390	0	13,472	0

議案第5号

令和7年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）について

（総則）

第1条 令和7年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和8年3月10日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和8年度から委託する業務について、令和7年度中に契約する必要があることによる。

第1表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
自家用電気工作物保安管理 委託業務	令和7年度～ 令和8年度	4 4 1

(1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般 財源
						国 道 支出金	企業債	その他	
自家用電気工作物保安管理委託業務	441			令和7 ～ 令和8	441				441

議案第6号

令和7年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第4号）について

（総則）

第1条 令和7年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年3月10日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和7年度江差町公共下水道事業会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算を変更する必要が生じたことによる。

第 1 表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事業名	金額
資本的支出	建設改良費	江差・上ノ国下水道管理センター外電気設備更新工事	11,000

第2表 債務負担行為補正

(追加)

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
江差・上ノ国下水道管理センター自家用電気工作物保安管理委託業務	令和7年度 ～ 令和8年度	393
五勝手中継ポンプ場自家用電気工作物保安管理委託業務	令和7年度 ～ 令和8年度	290
江差・上ノ国下水道管理センター産業廃棄物（下水汚泥）収集運搬・処理委託業務	令和7年度 ～ 令和8年度	11,488

(1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事 項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国道 支出金	地方債	その他	
江差・上ノ国下水道管理センター 自家用電気工作物保安管理 委託業務	393			令和7 ～ 令和8	393			166	227
五勝手中継ポンプ場 自家用電気工作物保安管理 委託業務	290			令和7 ～ 令和8	290				290
江差・上ノ国下水道管理センター 産業廃棄物（下水汚泥）収 集運搬・処理委託業務	11,488			令和7 ～ 令和8	11,488			5,744	5,744

議案第16号

江差町財政調整基金の処分について

令和8年度江差町一般会計の財源不足を補填するため、江差町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第6条の規定により、財政調整基金を次のとおり処分するものとする。

- 1 処分する額 350,000,000円
- 2 処分する時期 令和8年度中

令和8年3月10日提出

江差町長 照井 誉之介

議案第17号

江差町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

江差町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を、次のように定める。

令和8年3月10日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行により、乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）が創設されたことに伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するもの。

江差町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
 - 第1節 利用定員に関する基準（第3条）
 - 第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）
- 第3章 雑則（第33条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、道、町、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第 30 条の 16 に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して 1 月当たりの利用定員を定めるものとする。

第 2 節 運営に関する基準

（面談）

第 4 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第 19 条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 12 条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第 1 項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第 5 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第 30 条の 15 第 3 項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第 6 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第 54 条の 3 において準用する法第 54 条第 1 項の規定により町が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第 7 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第 30 条の 15 第 3 項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 28 条の 24 各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第 8 条 特定乳児等通園支援事業者は、法第 30 条の 15 第 1 項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第 9 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児

等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第 56 条第 1 項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第 10 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育及び法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第 11 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第 12 条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第 30 条の 20 第 5 項（法第 30 条の 21 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により町が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第 30 条の 20 第 3 項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

（1）日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

（2）特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

（3）食事の提供に要する費用

（4）特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

（5）前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの。

4 特定乳児等通園支援事業者は、前 3 項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に掛かる領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第 2 項及び第 3 項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第 3 項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることは要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第 13 条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第 14 条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第 15 条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第 16 条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第 17 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知)

第 18 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(運営規程)

第 19 条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第 22 条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第 12 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求めらる理由及びその額

- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支給給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1項に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該町の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第 29 条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生防止及び発生時の対応)

第 30 条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに町及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第 31 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第 32 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 第 14 条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第 11 条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第 18 条の規定による町への通知に係る記録

(4) 第 28 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第 30 条第 3 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 3 章 雑則

(電磁的記録等)

第 33 条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2） 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（1） 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

（2） ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項におい

て準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 18 号

江差町地方卸売市場設置条例の一部を改正する条例について

江差町地方卸売市場設置条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 8 年 3 月 10 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

事故危険区間の解消を目的とする国道 228 号線かもめ島入口交差点改良工事に伴い、工事の支障となる江差町地方卸売市場が移転することについて、条例の一部を改正する必要があるため。

江差町地方卸売市場設置条例の一部を改正する条例

江差町地方卸売市場設置条例（昭和47年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「桧山郡江差町字姥神町138の1番地」を「檜山郡江差町字中歌町198番地6」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第19号

江差港マリーナ施設条例の一部を改正する条例について

江差港マリーナ施設条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和8年3月10日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）の施行に伴う令和8年4月より徴収が義務付けられる宿泊税の徴収を行うことについて、条例の一部を改正する必要があるため。

江差港マリーナ施設条例の一部を改正する条例

江差港マリーナ施設条例（平成18年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表（第10条関係）の備考に次の備考を加える。

- 6 宿泊料金につき、上記料金のほか、北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）に定める宿泊税相当額をあわせて徴収する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 20 号

繁次郎の里簡易宿泊施設設置条例の一部を改正する条例について

繁次郎の里簡易宿泊施設設置条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 8 年 3 月 10 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

北海道宿泊税条例（令和 6 年北海道条例第 83 号）の施行に伴う令和 8 年 4 月より徴収が義務付けられる宿泊税の徴収及び使用料の見直しを行うことについて、条例の一部を改正する必要があるため。

繁次郎の里簡易宿泊施設設置条例の一部を改正する条例

繁次郎の里簡易宿泊施設設置条例（平成5年条例第6号）の一部を、次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

施設名	使用料（1泊1棟）	
繁次郎番屋	2人まで 7,260円	利用者が4名を超える場合は、超える（幼児を除く。） 1人について2,420円を加算する。
	3人まで 9,680円	
	4人まで 12,100円	

備考：上記使用料のほか、北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）に定める宿泊税相当額をあわせて徴収する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（使用料の特例措置）

2 令和8年4月1日から令和8年4月30日までの間、別表の改正規定中「7,260円」とあるのは「6,600円」に、「9,680円」とあるのは「8,800円」に、「12,100円」とあるのは「11,000円」に、「2,420円」とあるのは「2,200円」にそれぞれ読み替えるものとする。

議案第21号

財産の減額貸付について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和8年3月10日提出

江差町長 照井 誉之介

記

1 減額貸付をする財産

名 称	旧江差町営レストラン施設
所 在	檜山郡江差町字中歌町193番地3
構造・階数	鉄筋コンクリート造2階建て
建築面積	314.28㎡
延床面積	354.78㎡
建築年	昭和57年

2 減額貸付の相手方

住 所	檜山郡江差町字尾山町146番地28
名 称	株式会社クリエイト北海道 代表取締役 近藤 良純

3 減額貸付の目的

江差町が所有する「旧江差町営レストラン施設」の建物を減額して貸付けることにより、町における観光振興及び地域経済の活性化等を通して人々の交流を促進し、新たな賑わいの創出を図ることを目的とする。

4 減額貸付の条件

町における観光振興及び地域経済の活性化等を通して人々の交流を促進し、新たな賑わいの創出を図るための提案があった事業に使用するものとし、他の目的に供してはならない。

5 減額貸付の適用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

6 減額貸付の金額

無償

提案理由

江差町が所有する旧江差町営レストラン施設の利活用を図るため、普通財産を減額して貸し付ける必要があるため。

議案第 2 2 号

江差町過疎地域持続的発展市町村計画（令和 8 年度～令和 12 年度）の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 0 項の規定により準用する同条第 1 項の規定に基づき、江差町過疎地域持続的発展市町村計画（令和 8 年度～令和 12 年度）を別添のとおり策定するものとする。

令和 8 年 3 月 1 0 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

現行の江差町過疎地域持続的発展市町村計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の計画期間が令和 8 年 3 月 31 日に終了するため、新たに令和 8 年度から令和 12 年度までを計画期間とする江差町過疎地域持続的発展市町村計画（令和 8 年度～令和 12 年度）を策定するもの。